

# 令和7年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第9号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・1
議案第10号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について・・・2
議案第11号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・3
議案第12号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について・・・4
議案第13号	亀山市職員給与条例の一部改正について・・・6
議案第14号	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について・・・8
議案第15号	亀山市税条例の一部改正について・・・10
議案第16号	亀山市手数料条例の一部改正について・・・11
議案第17号	亀山市運動施設等条例の一部改正について・・・12
議案第18号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・13

議案第 19 号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第 20 号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・	15
議案第 21 号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第 22 号	亀山市営住宅条例の一部改正について・・・・・・	21
議案第 23 号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について・・・・・・	22
議案第 24 号	亀山市消防団条例の一部改正について・・・・・・	23
議案第 25 号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
議案第 26 号	亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について・・・・・・	26
議案第 27 号	亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について・・	27

件名	亀山市個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	政 策 部 D X 推 進 室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>本条例で引用している法第2条第8項、第12項及び第14項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>特定任期付職員※に対する賞与の支給については、期末手当に加えて、特に顕著な業績を挙げたと認められる場合には、給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給できるようになっていますが、国家公務員の特定任期付職員に準拠するため、この特定任期付職員業績手当を廃止し、人事評価の結果等に応じた勤勉手当を支給できるように改めるものです。</p> <p style="text-align: right;">＜第7条及び第8条関係＞</p> <p>※「特定任期付職員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p><b>【現行】</b></p> <p>期末手当（年間3.45月）＋特定任期付職員業績手当（成績優秀者に限り給与月額1月分）</p> <p><b>【改正後】</b></p> <p>期末手当（年間1.9月）＋勤勉手当（人事評価の結果等に応じた額※）</p> <p>※6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は当該職員の勤勉手当基礎額に0.875月（6月及び12月）を乗じて得た額の総額を超えてはならないこととします。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---	--------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、仕事と育児・介護の両立を支援するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### 《第1条による改正》

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）について、次のとおり改正します。

(1) 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を、現行の3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡充します。 <第9条関係>

(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護との両立支援に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」といいます。）の周知及び請求等の意向を確認するための面談等の措置を講じるとともに、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等、勤務環境の整備に関する措置を講ずることとします。

<第16条、第18条の2及び第18条の3関係>

### 《第2条による改正》

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）において引用する法の規定を整理します。 <第22条関係>

## 3 その他

(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。

(2) 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	------------------------------	--------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の給料及び期末手当の額については、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額（期末手当の基礎となる給料の額を含みます。）に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する市長の退職手当の額については、本条例第4条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

こうした中、現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案し、令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する市長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

- (1) 令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する市長の給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 <新附則第17項関係>

	減額前	減額後
市長の給料月額	995,000円	945,250円

- (2) 令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。

<新附則第18項関係>

- (3) 令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、本条例第4条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

<新附則第19項関係>

### 3 その他

(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。

(2) 亀山市教育委員会教育長（以下「教育長」といいます。）の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定していることから、附則において同条例を改正し、令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する教育長の期末手当及び退職手当については、副市長の例によるとする特例措置を設けます。

(3) 病院事業管理者の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定していることから、附則において同条例を改正し、令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する病院事業管理者の期末手当及び退職手当については、副市長の例によるとする特例措置を設けます。

件 名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総務財政部 総 務 課
-----	---------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 行政職給料表（一）の3級以上の給料月額を最低水準の引上げ等を行います。また、55歳を超える職員に加えて、行政職給料表（一）8級の職員の昇給の号給数についても、勤務成績に応じて規則で定める基準により決定することとします。 <第6条及び別表関係>

(2) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げます。ただし、令和7年度及び令和8年度の2年間で、それぞれ段階的に実施します。

また、扶養手当の支給に関する規定の整理を行います。

<第17条、第19条、新第19条の2、第22条及び附則第4項関係>

扶養親族	現 行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃 止
子（1人につき）	10,000円	11,500円	13,000円

(3) 地域手当の支給割合を引き下げます。ただし、令和7年度及び令和8年度の2年間で、段階的に実施します。

<第26条及び附則第5項関係>

現 行	令和7年度	令和8年度
6%	5%	4%

(4) 平日深夜勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大します。 <第34条関係>

現 行	支給対象時間帯拡大後
午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

(5) 本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めます。

<第45条及び第46条関係>

### 3 その他

- (1) 施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定及びこの規定に係る経過措置の施行日は、同年6月1日とします。
- (2) 改正後の期末手当の支給の差止めに係る規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす経過措置等を設けます。

件名	亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部が改正されたことから、市の職員についても国家公務員に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 失業者の退職手当に係る規定について、就業促進手当<sup>*</sup>の給付内容の見直しに伴う整理を行います。 <b>&lt;第15条関係&gt;</b></p> <p>※「就業促進手当」とは、早期再就職を促進することを目的として支給されるもので、「就業手当」・「再就職手当」・「就業促進定着手当」の3つがありましたが、今般の雇用保険法の改正により、安定した職業以外の職業への就職を促すための「就業手当」については、廃止されることとなりました。</p> <p>(2) 本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めます。 <b>&lt;第18条から第20条まで及び第22条関係&gt;</b></p> <p>(3) 地域延長給付<sup>*</sup>延長に伴う規定の整理を行います。 <b>&lt;附則第14項関係&gt;</b></p> <p>※「地域延長給付」とは、雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する等の要件を満たす者に対して、基本手当の給付日数が延長されるものです。なお、現時点で三重県内の地域は指定されていません。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定及びこの規定に係る経過措置の施行日は、同年6月1日とします。</p>		

- (2) 改正後の失業者の退職手当に係る規定は、退職した職員のうち令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。
- (3) 改正後の退職手当の支払の差止めに係る規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす経過措置を設けます。

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、運転免許証と個人番号カードの一体化が図られることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）本条例で引用している法第2条第15項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜第26条、第69条、第96条、第125条及び第139条関係＞</p> <p>（2）身体障害者等に対する軽自動車税の種別割減免申請時においては、当該身体障害者等の運転免許証の提示が義務付けられていますが、運転免許証のほか個人番号カードに記録された運転免許の年月日、種類等の特定免許情報を証するに足りる資料の提示も可能とします。また、申請者が減免申請書に記載すべき事項として、新たに免許情報記録の番号及び有効期限を加えます。 <span style="background-color: #cccccc;">＜第97条関係＞</span></p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、軽自動車税の種別割の減免申請時の提示資料等に係る改正規定の施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部が改正され、原則全ての新築住宅及び非住宅が建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」といいます。）への適合義務の対象となることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）建築基準法に係る手数料を次のとおり改めます。＜別表第3関係＞</p> <p>ア 新たに小規模木造建築物に対する構造規定等の審査が必要となることから、建築確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料の額を改めます。</p> <p>イ 省エネ基準への適合の審査を含む建築確認審査を行う場合に加算する手数料の額を定めます。</p> <p>ウ 限定特定行政庁の事務として、仮使用認定、建築設備並びに大規模の修繕及び模様替に係る審査が追加されることから、これらに係る手数料の額を定めます。</p> <p>（2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料を次のとおり改めます。＜別表第6関係＞</p> <p>ア 住宅及び複合建築物の省エネ基準への適合性判定等に係る手数料の額を定めます。</p> <p>イ 省エネ基準に適合していることを示す表示認定制度が廃止されることに伴い、当該認定手数料を廃止します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例	健康福祉部 健康政策課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>本年度において、東野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>東野公園体育館の競技場において空調設備を利用したときは、当該競技場の利用料金に、1時間につき2,860円の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することとします。</p> <p style="text-align: right;">＜別表第5関係＞</p> <p>(参考)</p> <p>1時間当たりの原価<sup>※1</sup>×受益者負担率<sup>※2</sup>×消費税率＝受益者負担額（利用料金）  5,200円 × 50% × 1.1% = 2,860円</p> <p>※1 空調設備の時間当たりの電気・ガス使用量に一般的な電気料金単価・ガス料金単価を乗じて算出しています。</p> <p>※2 「受益者負担の適正化に関する基準（平成26年2月制定）」に基づき設定しています。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉課
----	------------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

令和6年能登半島地震、令和6年台風第10号等の大規模な自然災害が頻発する中、罹災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」といいます。）の適切かつ迅速な支給を行うためには、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づく合議制の機関において災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、亀山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」といいます。）を置き、委員会の委員の定数、委嘱及び任命の基準並びに任期等を定めます。 ＜新第16条関係＞

### 3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。
- (2) この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、令和10年3月31日までとする経過措置を設けます。
- (3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、委員会の委員の報酬及び旅費の額を次のとおり定めます。

報酬の額	日額 23,600円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令基準」といいます。）において、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に係る規定及び連携施設に関する経過措置が一部改正されました。</p> <p>このことから、府令基準に従い条例で定めることとされている市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設*の確保が著しく困難なときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることとします。また、代替保育に係る連携協力について、特定地域型保育事業者が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合において、市長が連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることとします。 <b>&lt;第42条関係&gt;</b></p> <p>※「連携施設」とは、保育の内容に関する支援、代替保育及び卒園後の受け皿の設定に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所をいいます。</p> <p>(2) 改正された府令基準に従い、連携施設に関する経過措置の期間を5年間延長し、10年から15年とします。 <b>&lt;附則第4条関係&gt;</b></p> <p>(3) その他府令基準の改正に伴う規定の整理を行います。 <b>&lt;第37条関係及び第42条関係&gt;</b></p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）において、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に係る規定及び食事の提供の特例に関する規定並びに連携施設に関する経過措置が一部改正されました。</p> <p>このことから、省令基準に従い条例で定めることとされている市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難なときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることとします。また、代替保育に係る連携協力について、家庭的保育事業者等が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合において、市長が連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第6条関係＞</p> <p>(2) 食事の提供を連携施設等の搬入施設で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改めます。      ＜第16条関係＞</p> <p>(3) 連携施設に関する経過措置の期間を5年間延長し、10年から15年とします。      ＜附則第3条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>国民健康保険に係る財政運営の都道府県単位化に伴う、都道府県への国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」といいます。）の負担増に対し実施された激変緩和措置が令和5年度をもって廃止されました。</p> <p>このことから、市では、令和6年度以後の納付金に係る負担が大きくなる一方で、被保険者数の減少に伴う国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）の減収により、令和7年度以後、現行の保険税の税率では、三重県に納付金を納付するための財源が不足することが見込まれます。また、令和6年3月に三重県が策定した県内の国民健康保険制度の運営に関する指針である「第2期三重県国民健康保険運営方針」において、当該方針の対象期間である令和11年度末までに、一定の幅を設けた上での標準保険税率への統一を行うこととされました。</p> <p>これらのことから、三重県の示す標準保険税率に則して保険税の税率を改正することにより国民健康保険財政の健全化を図るため、所要の改正を行うものです。</p>		

## 2 改正内容

(1) 保険税の所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改めます。 <第3条から第14条まで関係>

### ア 基礎課税額（医療分）

区 分	改正前	改正後
所得割額	6.5%	7.6%
被保険者均等割額	29,400円	33,000円
世帯別平等割額	21,600円	据置

### イ 後期高齢者支援金等課税額

区 分	改正前	改正後
所得割額	2.2%	2.9%
被保険者均等割額	10,800円	12,000円
世帯別平等割額	7,200円	8,400円

### ウ 介護納付金課税額

区 分	改正前	改正後
所得割額	1.7%	2.5%
被保険者均等割額	10,200円	13,200円
世帯別平等割額	4,800円	6,600円

(2) 所得により減額される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額を改めます。 <第26条関係>

ア 7割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	20,580円	23,100円
世帯別平等割額	15,120円	据置

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	7,560円	8,400円
世帯別平等割額	5,040円	5,880円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	7,140円	9,240円
世帯別平等割額	3,360円	4,620円

イ 5割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	14,700円	16,500円
世帯別平等割額	10,800円	据置

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,400円	6,000円
世帯別平等割額	3,600円	4,200円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,100円	6,600円
世帯別平等割額	2,400円	3,300円

ウ 2割軽減される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額

基礎課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	5,880円	6,600円
世帯別平等割額	4,320円	据置

後期高齢者支援金等課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	2,160円	2,400円
世帯別平等割額	1,440円	1,680円

介護納付金課税額	改正前	改正後
被保険者均等割額	2,040円	2,640円
世帯別平等割額	960円	1,320円

(3) 保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において減額する被保険者均等割額の額を改めます。

<第26条関係>

ア 基礎課税額の被保険者均等割額

対象世帯	改正前	改正後
被保険者均等割額が7割軽減される世帯	4,410円	4,950円
被保険者均等割額が5割軽減される世帯	7,350円	8,250円
被保険者均等割額が2割軽減される世帯	11,760円	13,200円
被保険者均等割額が軽減されない世帯	14,700円	16,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

対象世帯	改正前	改正後
被保険者均等割額が 7割軽減される世帯	1,620円	1,800円
被保険者均等割額が 5割軽減される世帯	2,700円	3,000円
被保険者均等割額が 2割軽減される世帯	4,320円	4,800円
被保険者均等割額が 軽減されない世帯	5,400円	6,000円

3 その他

(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。

(2) 改正後の規定は、令和7年度以後の保険税について適用し、令和6年度分までの保険税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>亀山市民間活用市営住宅事業により平成27年4月1日から借り上げていた賃貸共同住宅5戸について、令和7年3月31日をもって賃貸借契約が終了することから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>借上げによる市営住宅のうち野村団地住宅を削ります。</p> <p style="text-align: right;">＜別表第1の2の表関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	医療センター事務局 病院総務課
----	---------------------------------------	--------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、本条例が参酌する亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部が改正されることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

- (1) 配偶者に係る扶養手当を廃止します。 <第4条関係>
- (2) 平日深夜勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大します。 <第9条関係>

現行	支給対象時間帯拡大後
午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

### 3 その他

施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、配偶者に係る扶養手当を廃止する改正規定の施行日は、令和8年4月1日とします。

件名	亀山市消防団条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めます。</p> <p style="text-align: right;">＜第5条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和7年6月1日とします。</p>		

件名	亀山市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
----	--------------------------------	---------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

(1) 消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げます。 <第5条関係>

(2) 非常勤消防団員等に対する損害補償における扶養に係る補償基礎額の加算額を次の表のように改めます。 <第5条関係>

条例第5条第3項の号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額 (日額)	217円	333円	217円			
改正後	加算額 (日額)	100円	383円	217円			

(3) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を次の表のように引き上げます。 <別表関係>

階 級		勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
改正前	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
改正後	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

### 3 その他

(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。

(2) 改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等を除く損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
----	---------------------------------------	---------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部が改正され、非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、所要の改正を行うものです。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

- (1) 非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分に「35年以上」の区分を加えます。 <別表関係>

(単位：千円)

階級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 <u>35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長・班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

下線部分が今回追加する部分

- (2) 本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めます。

<第7条関係>

### 3 その他

- (1) 施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定の施行日は、同年6月1日とします。

- (2) 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市子どもの出生祝金条例を廃止する条例	市民文化部 市民課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、児童手当の抜本的拡充をはじめ、妊婦のための給付金が支給される等こども・子育て施策の強化及び若い世代の所得向上に向けた取組が進められていることから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本条例を廃止するものです。</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、令和7年4月2日とします。</p> <p>(2) 施行日前に、廃止前の条例の規定による子どもの出生祝金（以下「祝金」といいます。）の支給を受けることができる者であって、祝金の支給を受けていないものに係る祝金の支給については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。</p>		